

綾川町地域おこし協力隊 募集要項

1. 募集の目的

綾川町南部に位置する旧綾上町地域は、人口減少、高齢化が著しく、多くの課題を抱えています。

令和6年に旧小学校区を単位とした4地区で地域住民による「地区活性化協議会」が発足し、「未永く住み続けられる、持続可能な地域」を目指し、地域イベントを通して地域内外の人の交流を図ったり、地元の特産品を使った産業振興や新商品の開発などに取り組んだりしています。

新たな視点・発想により、地区活性化協議会・地域住民・職員と共に「綾上」を盛り上げてくれる地域おこし協力隊を募集します。



2. 募集人員

地域おこし協力隊 3名（山田地区を除く各地区1名程度）※山田地区は協力隊活動中

3. 募集対象【次の要件をすべて満たす方】

(1) 次の①・②のいずれかに該当する方

① 応募時点で3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域は除く）に住民票を有する方で、委嘱（採用）後、綾川町に住民票を異動し、生活の拠点を移すことができる方

② 「地域おこし協力隊員」であった方（同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内）で、委嘱後綾川町内に住民票を異動し、生活の拠点を移すことができる方

※要件に該当するか不明な場合は、個別にお問い合わせください。

(2) パソコン（ワード、エクセル、パワーポイントなど）の基本操作ができ、インターネットやSNSの活用ができる方

(3) 第一種運転免許を有しており、申込者が所有又は賃借している自動車（二輪を含む。）を活動に使用できる方（活動により使用した燃料費は町が負担）

(4) 地域おこしに意欲があり、地域住民などと協力・協働ができる方

(5) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方

(6) 任期終了後も綾川町に定住し、就業・起業する意欲のある方

4. 活動内容

「全員に共通した業務」と「選択していただく業務」があります。

(1) 全員に共通した業務

区分	業務	内容
共通	SNS を使った情報や魅力の発信	活動内容や活動地域について発信
	地区活性化協議会への参加	月 1 回程度の役員会や各部会への参加

(2) 選択していただく業務 (①～⑧から選択)

活動地区：綾川町旧綾上町地域の^{そぎしよ}粉所地区、^{にしぶん}西分地区、^{はゆかかみ}羽床上地区

活動地区	業務	内容
粉所地区	①森林・竹林の整備と資源活用	伐採した木材や竹を加工し、付加価値を付けて販売に繋げる（薪、炭、椎茸原木、木工加工品、家具、竹炭、メンマ、竹細工など）。
	②交流・賑わいの拠点づくり（飲食店運営・産直品販売）	粉所地区活性化協議会の拠点内に店舗を構えることを目指し、集いの場づくりを行う。
	③ジビエ加工品の開発・販売	ジビエ加工品の開発・販売にチャレンジする。
西分地区	④観光資源の磨き上げ・PR	高鉢山、高鉢山風穴、しだれ桜、棚田などの観光資源の磨き上げ、新たな観光資源の発掘。発信プロモーション。
	⑤特産品の発掘・開発	現在取り組んでいる米粉・蜂蜜・ジビエ等を使った特産品の商品化やブランディング。新たな特産品の開発。（EC サイト立ち上げも可）
	⑥生活支援事業	高齢者の見守り補助、買い物支援、軽作業支援など地域住民が支え合えるようなサービスの仕組みづくりを行う。
羽床上地区	⑦里山整備	竹林整備、竹を使用した製品づくりを行う。
	⑧伝統文化の継承	念仏踊などの伝統文化を次世代につなぐ企画・実施。

5. 任用形態・期間

(1) 会計年度任用職員として採用します。

(2) 委嘱期間は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※委嘱開始日は令和 8 年 10 月 1 日を予定していますが、採用決定時期や応募者の都合等を踏まえ、協議の上決定します。（前倒しでの着任や、11 月からの着任なども相談に応じます。）

※活動に取り組む姿勢、成果等を勘案し、年度単位で更新することができます（最長 3 年）。

(3) 地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

6. 勤務時間

1日7時間45分、週4日、計週31時間の勤務を基本とします。

※活動時間帯は、活動内容によって変動します。

また、休日出勤及び時間外は、原則として振替対応となります。

8. 報酬

月額 181,760円（昇給あり） ※その他、町の規定により期末勤勉手当、通勤手当を支給

9. 福利厚生・活動補助金

【福利厚生】

(1) 社会保険（厚生年金、健康保険、雇用保険）に加入します。

(2) 年次有給休暇、その他特別休暇を付与します。

【活動補助金】

活動に必要な経費について、「綾川町地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲以内で活動補助金を支援します。

(1) 協力隊員としての活動期間中の家賃（光熱水費等の生活に必要な費用は、隊員の負担です。）

(2) 活動に使用するパソコン、事務機器等

(3) 消耗品費、研修会参加費等

10. 選考の流れ

	内容	備考
応募	書類提出 ①綾川町地域おこし協力隊申込書 ②住民票（申込日の1か月前以内に取得したもの） ③運転免許証（表裏）の写し	令和8年8月31日（月）まで（必着） ①に必要事項を記入し、②③を添えて綾川町総務課いいまち推進室に郵送又は持参してください。 選考結果に関わらず、応募書類は返却しません。
1次選考	書類選考	応募者全員に結果を文書で通知します。
2次選考	移住・田舎暮らし体験及び面接 （1次選考合格者を対象に1泊2日で、活動地域での生活の見学や体験をし、2日目に面接選考を予定）	日程やスケジュール等の詳細は別途通知します。 選考に係る宿泊費は町が負担します。ただし、交通費は応募者の負担となります。 全員に結果を文書で通知します。

※応募のあった方から順次選考を行います。

【お問い合わせ・応募先】

〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地

綾川町役場 総務課いいまち推進室

TEL : 087-876-5577

E-mail : iimachi@town.ayagawa.lg.jp

※不明な点につきましては、お気軽にお問い合わせください。